

障がい者グループホーム 開設ハンドブック

平成28年4月1日

大阪府 福祉部

障がい福祉室 生活基盤推進課

目次

障がい者グループホームとは	1
グループホームでの暮らし	2
開設までの流れ	3
グループホームのイメージ	4
グループホームの概要	5
サービス報酬について	7
指定申請の流れ	8
運営・開設時の取組事例	9
グループホーム指定申請先一覧.....	10

◆障がい者グループホームとは

<障がい者の地域生活とグループホーム>

大阪府では、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念として、様々な取組を行っています。

こうした中、障がい者が自ら住みたいと思う場所で、当たり前の生活を送ることが大切です。

このためには、障がい者のニーズに対応した地域における住まいの場や日中活動の場などの福祉サービス、生活基盤の整備が必要です。

特に住まいの場の確保は、生活の基礎となるものであり、グループホームは、支援が必要な障がい者の地域生活において大きな役割を果たしています。

<障がい者グループホームの概要>

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者が、世話人等の支援を受けながら、地域の集合住宅、一戸建て住宅において複数人で共同生活する居住の場であり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」で位置づけられた障がい福祉サービスです。

グループホームを利用するには、市町村による（障がい支援区分の判定と）サービス利用に係る支給決定が必要です。

グループホームを運営する事業者と入居者が契約を結びます。

<障がい者グループホームが目指すもの>

障がい者の地域生活の目標やスタイルにおいて必要としている支援は、障がい特性や生活体験などから一人ひとり異なります。

障がい者グループホームは、障がい者が地域社会とのつながりの中で、自らが主体的に生活できるよう、日中活動やホームヘルプ等のサービスの利用も含め、地域生活を支援するものです。

また、社会全体が高齢化する中、障がい者のニーズは変化していきます。

こうした中、障がい者の地域生活におけるきめ細やかなニーズに対応したグループホームの整備が求められています。

開設を検討される事業者様におかれては、この趣旨を踏まえご検討いただきますようお願いいたします。

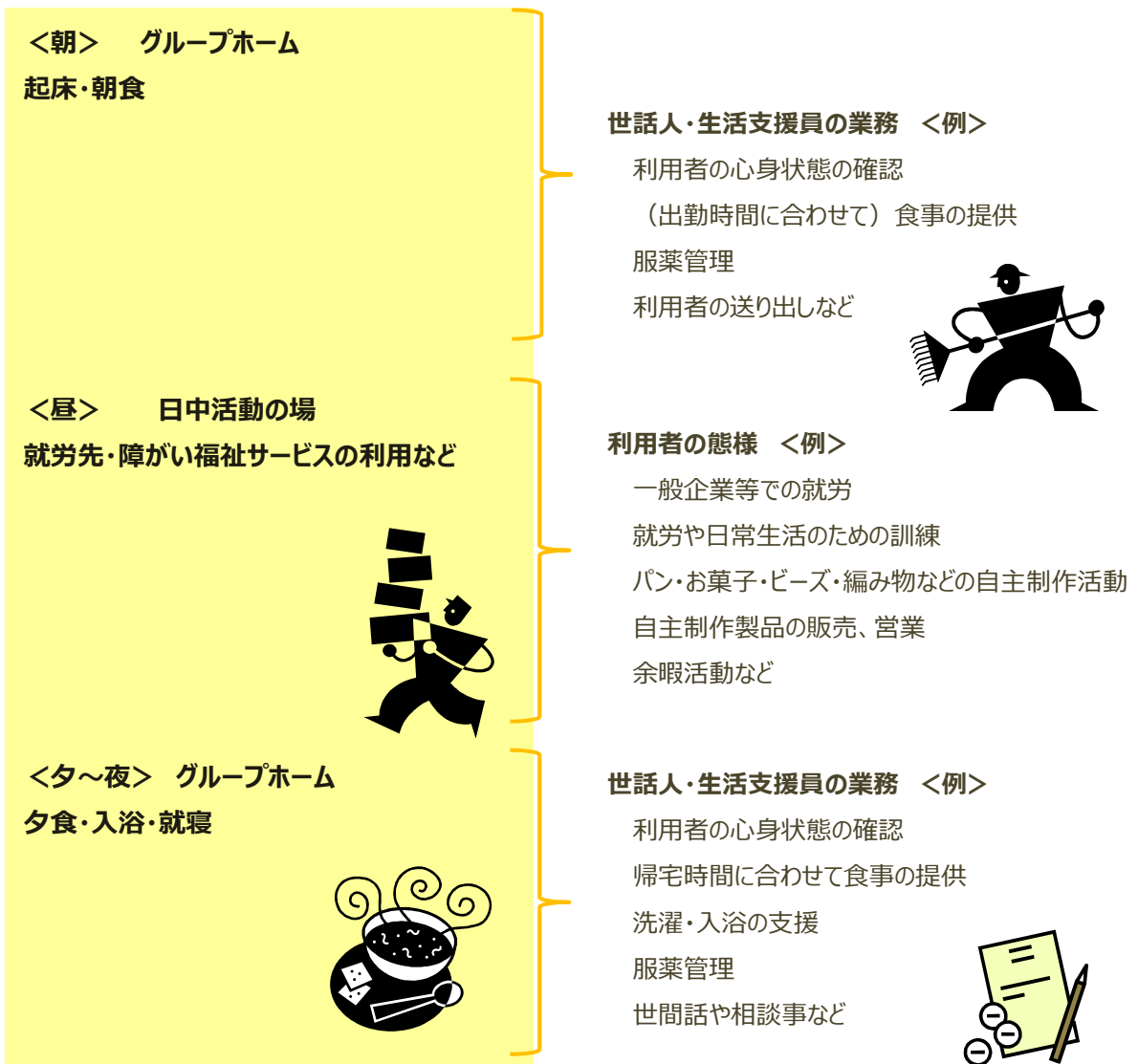
※ 開設ガイドの位置づけ

本グループホーム開設ガイドは、主として、開設を検討される際の事業所担当者の手引きとして活用いただくことを想定しています。

開設手続等の詳細事項は、障がい福祉サービス事業の指定権限等を有する自治体にご確認いただくこととなります。

（平成28年4月1日時点での制度・基準を基に作成しています。）

◆グループホームでの暮らし



～上記以外にも事業所の職員には、こんな業務があります！～

- ・日常生活の援助：掃除、家事等の介助・行政機関への手続き・家族との調整
- ・金銭管理の援助：生活費等の管理の支援
- ・緊急対応：休日、夜間の支援・防災・急病に関する業務
- ・余暇活動の援助：季節行事やレクリエーション参加への支援
- ・関係機関との連絡：社会福祉事業者など関係機関との会議・近隣や自治体との関係づくり
- ・施設等運営に関わること：会計事務、支援員の調整

業務内容はあくまでも一例です。

利用者個人に合わせた支援が必要です。

事業所の職員は、利用者が地域の社会資源を活用し、自らが主体的に生活できるよう見守り、必要な支援を行います。



◆開設までの流れ

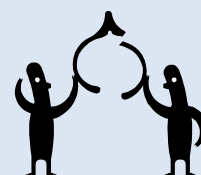
1. 事業の構想を練りましょう

- どんなグループホームにしたいですか？
- 法人格は持っていますか？



6. 事業開始

- 入居者の決定をしましょう



2. 事業計画を立てましょう

- 入居定員は何名にしますか？
(最低 4 名以上、10 名まで)
 - バックアップ施設は確保できますか？
 - 医療機関との提携はできますか？
- グループホームの概要は 5 ページ参照

5. 事業開始の準備をしましょう

- 事前協議の予約はしましたか？
 - 提出書類は準備できましたか？
 - 生活用品・帳簿等は準備できましたか？
- 指定申請の流れは 8 ページ参照

3. 不動産物件を探しましょう

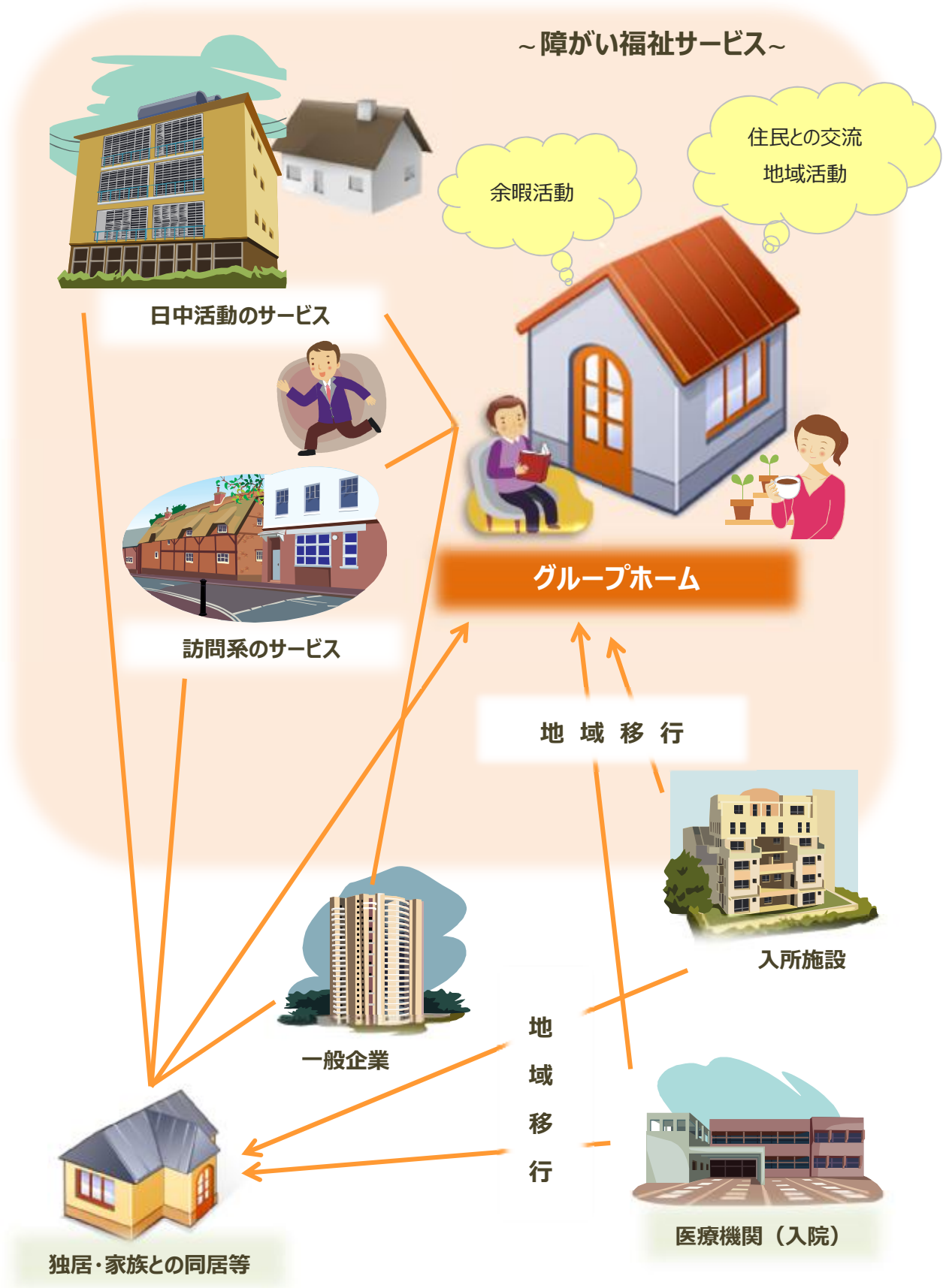
- 設置基準は満たしていますか？
 - 賃貸の場合、大家さんと調整していますか？
- 設置基準は 6 ページ参照

4. 人材を確保しましょう

- 管理者・サービス管理責任者など必要な職員は雇用の目処は立ちましたか？
- ハローワークや福祉人材センター等を活用



◆グループホームのイメージ



◆グループホームの概要

1. 基準

利用者	身体・知的・精神障がい者・難病患者。 障がい支援区分に関わらず支援対象。 ※身体障がい者は、 65歳未満 の者又は 65歳 に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。
サービス内容	地域において自立した生活を営むため、家事や相談などの日常生活の援助を行う。 入浴又は食事の介護等のサービスを提供する。
運営主体	社会福祉法人や医療法人、 NPO法人 など法人格が必要。夜間や休日を含めて、緊急時など必要な時に適切な支援体制が確保できること。
運営形態	共同生活住居の形態は、1戸建てやマンション、公営住宅等。 30分圏内であれば、複数の住居をまとめて一事業所として運営可能。 1事業所の利用定員は4人以上。 各共同生活住居の利用定員は2人以上、原則10人以下。

～体験入居～

- 入所施設・病院生活から地域で暮らしたい。
- 現在は家族と同居しているが、将来的にグループホームへの入居を検討している。

そういった場合に、短期間の体験利用を提供することが可能です。

<サービス提供条件>

- ・グループホームの利用定員の範囲内で実施することになります。
- ・通常の利用と同様に、市町村の支給決定等の手続きが必要です。（家賃助成の対象となります。）
- ・一時的な利用であるため、1回あたり連続**30日**以内かつ年間**50日**以内に限定されています。

利用者の入院・帰宅中に、当該利用者の居宅を体験入居に供することはできません。

運営規程にある「共同生活援助の内容」の項目に「体験利用の実施」を追加する必要があります。

2. 人員配置基準

管理者	運営管理責任者で、従業者及び業務の一元的管理、従業者の指揮命令を行う。 常勤1人配置【管理上支障がない場合、他事業所・施設の職務との兼務可】	
サービス管理責任者	個別支援計画の作成、日中活動の場との連絡調整などを行う。 利用者30人ごとに1人配置。	
世話人 【常勤換算人数】	個別支援計画に基づき、食事や掃除等の家事支援や、日常生活の相談支援を行う。 利用者数を6で除した数以上を配置。	
介護サービスの提供	【介護サービス包括型】 当該事業所の従業者が、介護を行う。 障がい支援区分3の利用者数を9で除した数 障がい支援区分4の利用者数を6で除した数 障がい支援区分5の利用者数を4で除した数 障がい支援区分6の利用者数を2.5で除した数の合計数以上	【外部サービス利用型】 外部の居宅介護事業所等に介護支援を委託 介護サービスの手配（アレンジメント）が必要

3. 設備基準

立地場所	入所施設や病院の敷地内ではなく、住宅地又は住宅地と同程度に地域住民と交流できる場所であること。
居室	1人一室の居室を確保し、居室面積は収納スペースを除き内法面積で 7.43㎡ 以上とすること。（内法面積＝壁で囲まれた内側だけの床面積）
その他	台所、トイレ、浴室など日常生活を送る上で必要な設備のほか、相互交流スペース（食堂・ダイニング等で可）を確保すること。共同生活住居の配置、構造及び設備は、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行うなど、利用者の障がい特性に応じて工夫されたものであること。

～サテライト型住居～

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人暮らしをしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新しい支援形態として本体住居の密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として、ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みが創設されました。

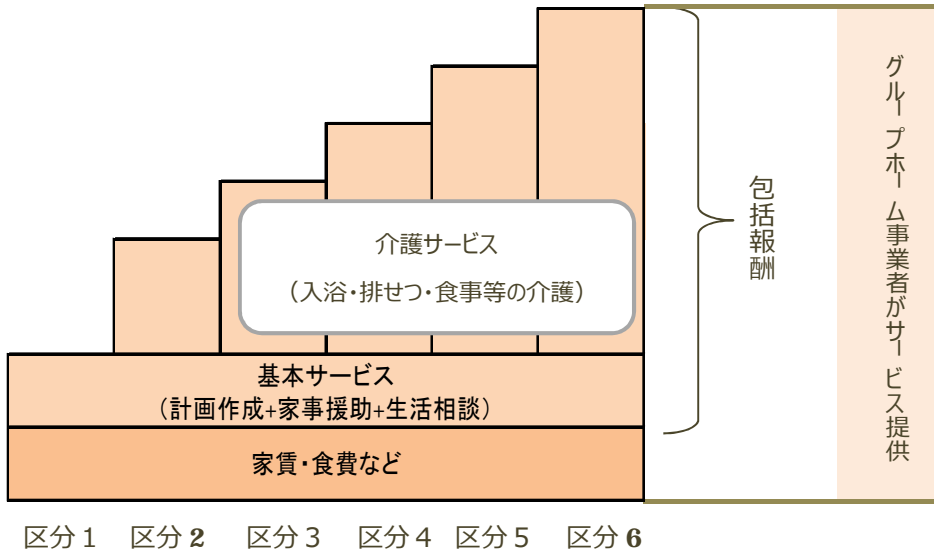
	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下（※）	1人
ユニット（居室を除く）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	-
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられる通信機器（携帯電話可）	
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡	
住居の箇所数上限	2戸 本体住居が4名以下の場合は1戸まで	
距離条件	本体住居から20分圏内	

※サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まない
（事業所の利用定員には含む）

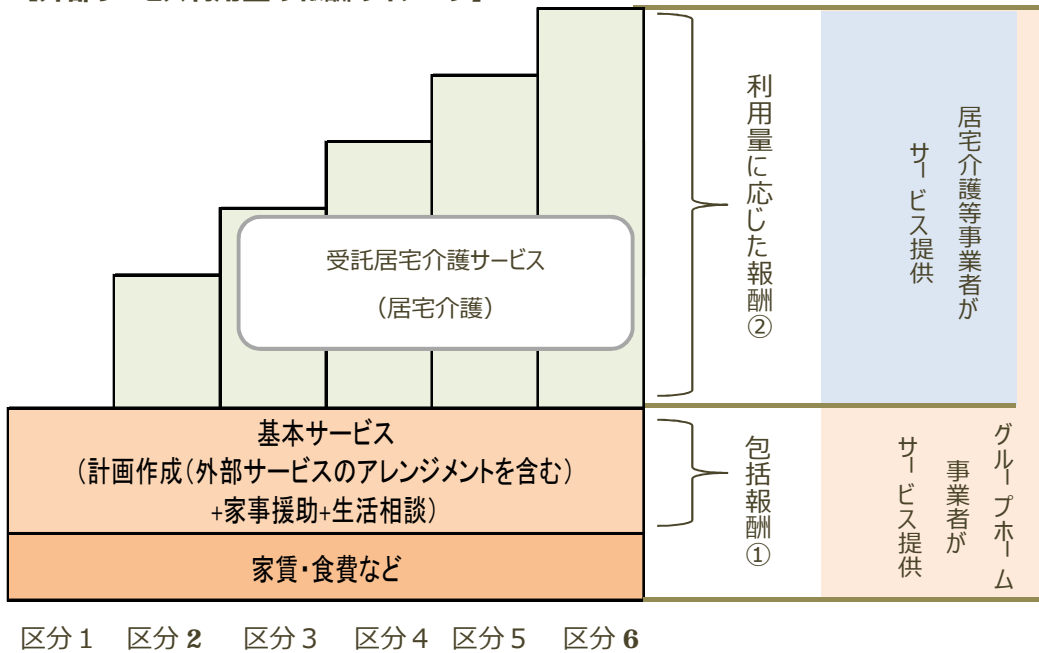
◆サービス報酬について

日中に就労又は、就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域生活を営む住宅において、日常生活上の相談、介護等のサービスを提供することに対して支払われます。

【介護サービス包括型の報酬のイメージ】



【外部サービス利用型の報酬のイメージ】

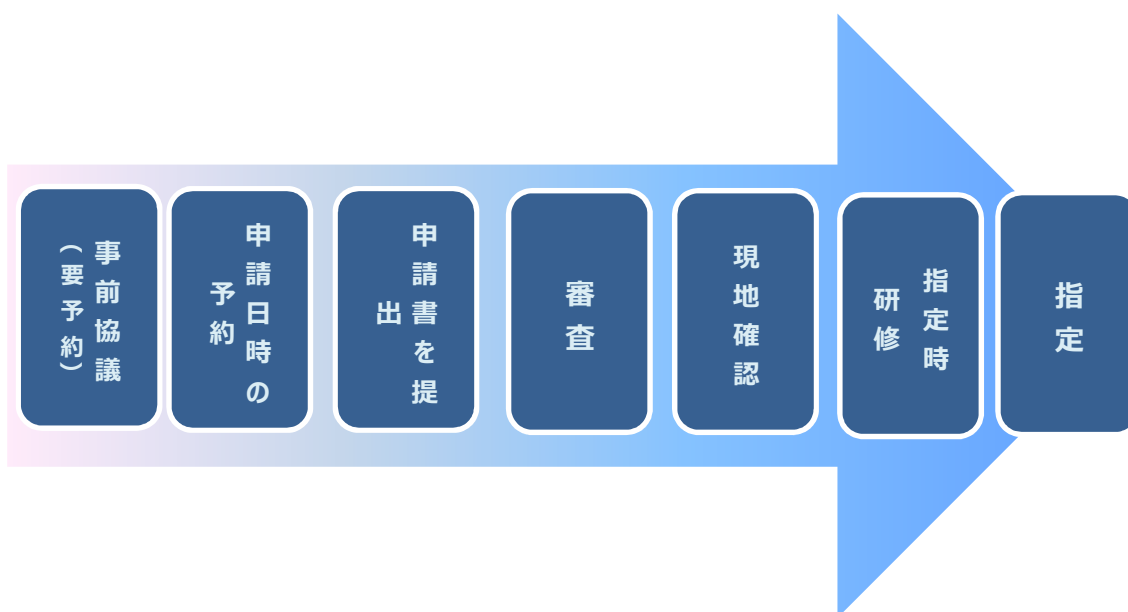


◆指定申請の流れ

- グループホームを開設・運営するには、事業所はグループホームが所在する市町村に応じて都道府県知事、又は市町村長の指定を受ける必要があります。
- 社会福祉法人、株式会社、N 款法人等の定款にある実施事業の項目に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」を記載する必要があります。
- 事業計画等を立案後、事前協議（要予約）し、指定を受けるための書類や資料などを指定申請の窓口へ提出してください。（※）
- 申請受付後、休日を除く 20 日程度（補正に要する期間は除く）指定審査を行います。
なお、指定日（事業開始が可能となる日）は原則として毎月 1 日となります。
- 所在地の消防署への事業所の建物に関する手続きや、建築基準法に基づく検査が必要です。
また、市街化調整区域では都市計画法上の開発協議が必要です。

（※）「指定障がい福祉サービスの指定等」に関する事務権限を移譲しています。

申請先については、10 ページをご参照ください。



指定申請に関する詳細は、以下のページをご参照ください。

[大阪府／障がい福祉サービス指定事業者のページ](#)

[\(http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/\)](http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/)

◆運営・開設時の取組事例

事業所による取組の工夫や事例です。ご参考にしてください。

～利用者の健康管理～

- ・体力維持のために個々の状況にあったアドバイス・支援を実施
- ・生活習慣病対策として世話人への研修実施と食事の改善
- ・歯科医によるグループホームへの訪問と指導による口腔内衛生保持
- ・バックアップ施設で利用者の健康状態を看護師・栄養士に相談
- ・インフルエンザ等の情報提供を徹底

～設備～

- ・ホームセキュリティシステムを導入
- ・重度障がい者に配慮し、洗面スペースを広く確保

～人材～

- ・ボランティア、スタッフ職員の活用
- ・広報やWebスキル、ビジネスの知識などを持つジェネラリスト人材の育成を目指す
- ・幅広い視野で生涯にわたる支援ができる人材の育成を目指す

～余暇支援～

- ・月2回余暇促進日を設定
- ・レクリエーション大会、外出等のイベントを実施
- ・楽器やスポーツ等職員の特技を活かした余暇支援を実施
- ・入居者と世話人の交流の場を設ける



～ニーズに応じた支援～

- ・利用者一人一人のオーダメイド支援を目指した取組み
- ・毎月の食材費の範囲内で、日中作業所利用者に手作り弁当支給
- ・苦手な食材の調理方法・味付け等を工夫
- ・表情やジェスチャー等をコミュニケーションに交える

～地域交流～

- ・地域行事、地域住民座談会に積極的に参加
- ・地域活動支援センター・ケアマネージャーなどの関係機関と連携



◆グループホーム指定申請先一覧（平成 28 年 4 月改正）

府・市町村	課名	住所	TEL
大阪府	福祉部障がい福祉室 生活基盤推進課	〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22 大阪府本庁 別館 1 階	06-6941-0351 内線 6696
大阪市	大阪市福祉局 障がい者施策部 運営指導課	〒541-0055 大阪市中央区船場中央 3-1-7-331 船場センタービル 7 号館 3 階	06-6241-6520
堺市	健康福祉局障害福祉部 障害施策推進課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 7 階	072-228-7818
高槻市	健康福祉部 福祉指導課	〒569-0067 高槻市桃園町 2 番 1 号 総合センター14 階 高槻市役所	072-674-7821
東大阪市	福祉部 障害者支援室	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号	06-4309-3187
豊中市	健康福祉部いきいきセンター 障害福祉課事業所係	〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目 1 番 1 号 豊中市役所第二庁舎 1 階	06-6858-2229
枚方市	福祉部 福祉指導監査課	〒573-8666 枚方市大垣内町二丁目 1 番 20 号	072-841-1467
寝屋川市	福祉部 福祉総務課	〒572-8555 寝屋川市池田西町 28 番 22 号（総合 センター 2 階）	072-824-1467
吹田市	福祉保健部 福祉指導監査室 障がい事業者担当	〒564-8550 吹田市泉町一丁目 3 番 40 号 吹田市役所高層棟 7 階	06-6384-1338
茨木市	健康福祉部 福祉指導監査課	〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号 茨木市役所南館 3 階	072-620-1809

府・市町村	課名	住所	TEL
池田市・箕面市 豊能町・能勢町	箕面市健康福祉部 広域福祉課	〒563-0025 池田市城南 1-1-1 豊能府民センタービル 3 階	072-751-5231
八尾市	健康福祉部 福祉指導監査課	〒581-0003 八尾市本町一丁目 1 番 1 号	072-924-9362
柏原市	健康福祉部 福祉指導監査課	〒582-8555 柏原市安堂町 1-55	072-971-5202
松原市	福祉部 福祉指導課	〒580-8501 松原市阿保一丁目 1 番 1 号	072-334-1550
岸和田市 泉大津市 貝塚市・和泉市 高石市・忠岡町	岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町広域事業者指導課	〒596-0076 岸和田市野田町三丁目 13 番 2 号 泉南府民センタービル 4 階	072-493-6133
富田林市 河内長野市 大阪狭山市 太子町・河南町 千早赤阪村	南河内広域事務室 広域福祉課	〒584-0031 富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2 階	0721-20-1199
泉佐野市・岬町 泉南市・田尻町 阪南市・熊取町	泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町広域福祉課	〒598-8550 泉佐野市市場東一丁目 295 番地の 3 泉佐野市役所	072-493-2023

その他の関係先等

- NPO 法人の設立など→大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課 府民協働グループ
(※一部、市町村が窓口)

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 38 階 TEL: 06-6210-9321

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/v-npo-tebiki.html>

- 社会福祉法人を設立など→大阪府 福祉部 地域福祉推進室 指導監査課 法人指導グループ
(※一部、市町村が窓口)

〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22 大阪府本庁別館 8 階 TEL : 06-6944-7084/06-6944-9173

<http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/seturitu/mokuji.html>

- 株式会社、合同会社、一般法人設立など→大阪法務局

<http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/frame.html>